別表六（二十一）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第７項及び第８項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑻」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

別表六の十一の記載要領第１号中「控除）」の次に「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「特別措置法」という。）第33条第２項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含む。）」を加え、同第二号を同第三号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

2　「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配　⑴」から「その他　⑸」までの「①について課される所得税額　②」及び「②のうち控除を受ける所得税額　③」の各欄並びに「所得税額　⑻」、「各連結法人の所得税額の合計額　⑭」、「控除を受ける所得税額　⑳」、「⑿のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　㉓」、「⒁のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　㉔」及び「利子配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額　㉖」の各欄は、平成26年４月１日以後に開始する各連結事業年度（特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度を除く。）において、特別措置法第33条第２項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載すること。

別表六の十一㈠の表中

「

非課税国外所得の控除額
(39の②)×5/6
（マイナスの場合は０）

」を

「

非課税国外所得の控除額
((39の②)×5/6又は(39の②))
（マイナスの場合は０）

」に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

4　「非課税国外所得の控除額 ((39の②)×5/6又は(39の②))（マイナスの場合は０）」　㊵　の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成26年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(39の②)」を消し、連結親法人事業年度が同日以後に開始する各連結事業年度にあつては「(39の②)×5/6又は」を消すこと。

別表六の十一㈡付表の表中

「

非課税国外所得の控除額
(43の②)×5/6

」を

「

非課税国外所得の控除額
((43の②)×5/6又は(43の②))

」に改め、同表の記載要領を同第１号とし、同表の記載要領に次の１号を加える。

2　「非課税国外所得の控除額 ((43の②)×5/6又は(43の②))」　㊹　の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成26年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(43の②)」を消し、連結親法人事業年度が同日以後に開始する各連結事業年度にあつては「(43の②)×5/6又は」を消すこと。